

茨城県内 4 機関 公共工事入札監視委員会の設置に係る協定書

国立大学法人茨城大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人筑波技術大学、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「連携機関」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、連携機関が共同で茨城県内 4 機関公共工事入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置・運営することによって、当該業務の効率化を推進するとともに、連携機関において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保することを目的とする。

（設置根拠）

第 2 条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年 8 月 9 日閣議決定）に基づき、共同で設置する。

（組織）

第 3 条 委員会は委員 3 人以上をもって組織する。

2 委員会の組織及び運営等については、茨城県内 4 機関公共工事入札監視事務連携協議会で定める実施要項（以下「実施要項」という。）によるものとする。

（公表事項）

第 4 条 委員の氏名及び職業は公表する。

2 議事概要その他委員会の公表事項は、実施要項によるものとする。

（委員報酬等）

第 5 条 委員に対し、報酬及び職務を行うための費用を支給する。報酬等の額及び支給方法については、実施要項によるものとする。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、筑波大学とする。

（協定期間）

第 7 条 本協定は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2 本協定は、期間満了の 1 か月前までに連携機関から見直し又は解消の申出がない場合は、その後 1 年間有効とし、その後の期間についても同様とする。

(協議会)

第8条 本委員会を円滑に実施するため、茨城県内4機関公共工事入札監視事務連携協議会を置く。

(雑則)

第9条 本協定の定めのない事項について、これを定める必要のある場合は、連携機関において協議し定めるものとする。

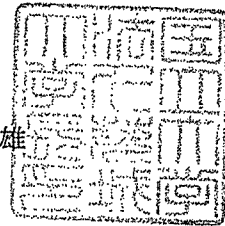
この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、連携機関は署名及び押印の上各1通を所持するものとする。

平成26年3月26日

茨城県水戸市文京2-1-1

国立大学法人 茨城大学

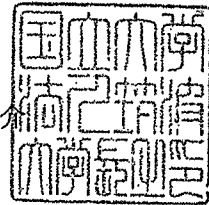
学 長 池 田 幸 雄



茨城県つくば市天王台1-1-1

国立大学法人 筑波大学

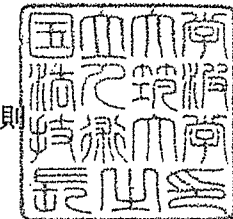
学 長 永 田 恭 介



茨城県つくば市天久保4-3-15

国立大学法人 筑波技術大学

学 長 村 上 芳 則



茨城県つくば市大穂1-1

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構

機構長 鈴 木 厚

